

# 鳥取縣公報

告示

## 鳥取縣告示第七十三號

昭和十五年十二月十三日通常縣會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度鳥取縣歳入歳出豫算同年度特別會計大禮恩賜賑恤資金歳入歳出豫算同年度特別會計慈善救濟資金歳入歳出豫算同年度特別會計罹災救助基金歳入歳出豫算同年度特別會計軍人援護資金歳入歳出豫算同年度特別會計男女青年團指導獎勵資金歳入歳出豫算同年度特別會計教育資金歳入歳出豫算同年度特別會計小學校教員恩給金歳入歳出豫算同年度特別會計小學校教員加俸資金歳入歳出豫算同年度特別會計公立學校教員加俸資金歳入歳出豫算同年度特別會計學校生徒獎勵資金歳入歳出豫算同年度特別會計就學獎勵資金歳入歳出豫算同年度特別會計倉吉農學校實習費歳入歳出豫算同年度特別會計日野農林學校實習費歳入歳出豫算同年度特別會計米子商蠶學校實習費歳入歳出豫算同年度特別會計中等學校改築費歳入歳出豫算同年度特別會計治水事業費歳入歳出豫算同年度特別會計自作農創設維持獎勵資金歳入歳出豫算同年度特別會計自作農創設未墾地開發資金歳入歳出豫算同年度特別會計產業資金歳入歳出豫算同年度特別會計畜產增殖資金歳入歳出豫算同年度特別會計時局對策畜產獎勵資金歳入歳出豫算同年度特別會計種牡牛獎勵事業費歳入歳出豫算同年度特別會計中小商工業金融施設費歳入歳出豫算ノ要領左ノ通

昭和十六年一月二十四日

鳥取縣知事

入 田 三 郎

昭和十六年度鳥取縣歳入歳出豫算	
歳 入	
第一項 國稅附加稅	一三三、四三四
第一項 地租附加稅	一七八、九四二
但シ地租豫算金高十七萬八千九百四十二圓本稅一圓ニ付	金一圓
第二項 營業稅附加稅	一三三、二八八
但シ營業稅豫算金高十三萬二千二百八十八圓本稅一圓ニ付	金一圓

昭和十六年一月二十四日  
第一千二百一號

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A判

鳥取縣公報

每週日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十六年一月廿四日  
第一千二百一號

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

一

第三項	鑛區稅附加稅	二、二〇四
第二項	獨 立 稅	三三四、七四〇
第一項	但シ土地評定賃賃價格十五萬八千四百六十一圓賃賃價格一圓ニ付金二錢	三、一六九
第二項	船 舶 稅	九六九
第三項	自 動 車 稅	一七、六一〇
第四項	電 柱 稅	三三、五三五
第五項	不 動 產 取 得 稅	五八、九八六
第六項	漁 業 權 稅	四一三
第七項	狩 獵 者 稅	一、六六三
第八項	藝 妓 稅	一八、七四七
第九項	家 屋 稅	一八九、六四八
第三項	但シ家屋賃賃價格五百四十一萬八千五百二十二圓賃賃價格一圓ニ付金三錢五厘	二、二〇四
第三項	目 的 稅	五、一六〇
第一項	都 市 計 畫 稅	五、一六〇
第四項	地 方 分 與 稅	二、五一一、三四一
第一項	還 付 稅	三一一、二二〇
第二項	配 付 稅	二、二〇二、一一一
第五項	舊 法 ニ 依 ル 稅 收 入	二二、四七二
第一項	營 業 收 益 稅 附 加 稅	九、六五四
第一項	但シ營業收益稅豫算金高一萬二千三百二十二圓本稅一圓ニ付金七十八錢三厘五毛	二、二〇四
第二項	所 得 稅 附 加 稅	九、三八一
第三項	但シ所得稅豫算金高二萬三千一百九十七圓本稅一圓ニ付金四十錢四厘四毛	二六四
第三項	鑛 業 稅 附 加 稅	二六四
第一項	但シ鑛產稅豫算金高五百五圓本稅一圓ニ付金二十錢此金一百一圓採掘鑛區稅豫算金高一千三百七十一圓本稅一圓ニ付金七錢此金九十六圓採掘鑛區稅豫算金高二千二百三十三圓本稅一圓ニ付金三錢此金六十七圓	三〇
第四項	家 屋 稅	三〇
第一項	但シ家屋賃賃價格四百七十六圓賃賃價格一圓ニ付金六錢三厘	二〇
第五項	營 業 稅	二、八七七
第六項	雜 種 稅	二四六
第七項	都 市 計 畫 特 別 稅	二四六
第一項	但シ營業收益稅豫算金高一萬二千三百二十二圓本稅一圓ニ付金二錢	一〇、〇八〇
第六項	財 產 收 入	一〇、〇八〇
第一項	不 動 產 收 入	一、〇八〇
第二項	動 產 收 入	九、〇〇〇
第七項	使 用 料 及 手 數 料	七七八、五五〇
第一項	使 用 料	五一四、八五六
第二項	手 數 料	二六三、六九四
第八項	國 庫 下 渡 金	一、〇七六、一七一
第一項	警 察 費 下 渡 金	二四一、五二四
第二項	義 務 教 育 費 下 渡 金	八三四、六四七
第九項	雜 收 入	四六〇、六三八

第一項	納 給 分 擔 金	三六、六五〇
第二項	恩 給 及 沒 收 金	七、九二八
第三項	懲 罰 債 收 金	五〇
第四項	辨 償 債 金	一、二二九
第五項	道 路 損 傷 負 擔 金	一九、〇〇〇
第六項	物 品 賣 拂 代 入	一〇八、六二三
第七項	過 年 度 收 入	二三四、四六二
第八項	雜 入	五二、七九六
經常部計		五、五〇四、五八六
第一項	臨 時 部	
第一項	繰 越 金	五〇、〇〇〇
第二項	前 年 度 繰 越 金	五〇、〇〇〇
第一項	國 庫 補 助 金	一、二七三、三九六
第二項	統 計 費 補 助 金	一一、六七三
第三項	土 木 費 補 助 金	八八、〇〇二
第四項	教 育 費 補 助 金	九七、五三五
第五項	衛 生 費 補 助 金	一八、一七五
第六項	勸 業 費 補 助 金	一、〇五〇、〇八〇
第七項	社 會 事 業 費 補 助 金	六、三〇一
第八項	時 局 事 務 補 助 金	一、六三〇
第三項	寄 附 金	三、一七、〇七三
第一項	土 木 費 寄 附 金	八四、六七四
第二項	教 育 費 寄 附 金	一〇一、三六六
第三項	衛 生 費 寄 附 金	一、〇〇〇
第四項	勸 業 費 寄 附 金	一一九、七八三
第五項	都 市 計 畫 地 方 委 員 會 費 寄 附 金	三、七五〇
第六項	縣 債 費 寄 附 金	六、五〇〇
第四項	繰 入 金	四三、二五九
第一項	特 別 會 計 繰 入 金	四三、二五九
第五項	國 庫 補 給 金	四二四、一六〇
第一項	縣 債 元 利 補 給 金	四二四、一六〇
第六項	債 還 金	三三八、一四九
第一項	元 金	二五九、二〇〇
第二項	利 子 金	七八、九四九
第七項	縣 債	九五九、五〇〇
第一項	縣 債	九五九、五〇〇
臨 時 部 計		八、九一〇、一二三
第一項	經 常 出 部	
第一項	神 社 費	七、五五八
第二項	神 社 進 成 費	三、六三八
第三項	神 職 養 成 費	三、七七〇
第四項	會 議 費	一五〇
第五項	縣 參 事 會 費	二五、四三九
第六項	縣 職 員 會 費	一六、二四一
第七項	縣 參 事 會 費	九、一九八
第八項	縣 職 員 會 費	三四七、九一二
第九項	縣 參 事 會 費	三一五、五〇五
第十項	縣 職 員 會 費	三二、四〇七
第十一項	警 察 及 諸 給 費	五〇六、六一一
第十二項	警 察 及 諸 給 費	四四二、七五一

第二項	廳	費	五九、四一〇
第三項	機密	費	四、〇〇〇
第五款	警察廳舍修繕費	費	九、九一二
第一項	修繕	費	九、九一二
第六款	土木	費	一八〇、九五二
第一項	道路橋梁費	費	一六六、一四一
第二項	治水堤防費	費	九、八六〇
第三項	港灣	費	二、〇〇〇
第四項	境港務所費	費	二、九五〇
第七款	教育	費	八〇六、六〇八
第一項	師範學校及入頭高等女學校費	費	一三二、九六七
第二項	中學校費	費	二〇五、四五三
第三項	高等女學校費	費	一三六、七二三
第四項	農業學校費	費	五二、四三八
第五項	商業學校費	費	五四、九七九
第六項	工業學校費	費	一一、六六九
第七項	米子商蠶學校費	費	三五、一七一
第八項	盲聾啞學校費	費	一一、九四五
第九項	大山訓練所費	費	一一、八七一
第十項	男子師範學校大陸科費	費	二〇、〇〇〇
第十一項	學事諸費	費	五二、四〇二
第八款	市町村立小學校教員費	費	一、七三二、一八七
第一項	赴任旅費	費	一、七三二、一八七
第二項	衛生及病院費	費	一〇、〇〇〇
第九款	衛生及病院費	費	八三、一六五
第十款	衛生院諸費	費	一〇、三一四
第一項	病生	費	七二、八五一
第二項	勸業會費	費	六八、九三九
第三項	勸業試驗場費	費	二九二
第四項	農事試驗場費	費	五七、一六七
第五項	農會技術員養成所費	費	三、三〇一
第六項	農產物檢査所費	費	九四、二二四
第七項	蠶業試驗場費	費	一六、九七四
第八項	蠶業取締所費	費	三八、四二一
第九項	繭業試驗場費	費	二九、八〇三
第十項	繭業檢定所費	費	五二、六七六
第十一項	種畜場費	費	二五、九三二
第十二項	林產物檢査所費	費	二、九二七
第十三項	水產試驗場費	費	三四、八四七
第十四項	商工獎勵館費	費	六三、四六八
第十五項	產業獎勵館費	費	三六、三八一
第十六項	勸業諸費	費	一一、八四一
第十七項	社會事業費	費	四四、〇四五
第十八項	救育費	費	二七、三六三
第十九項	獎德學校費	費	六、九六三
第二十項	社會事業諸費	費	八、五七六
第二十一項	社會教育費	費	一一、八二四
第二十二項	青年學校教員養成所費	費	三九、九二六
第二十三項	圖書教育諸費	費	一五、五二〇
第二十四項	社會教育諸費	費	一四、八四四
第二十五項	社會教育諸費	費	九、五六二

第十三款	都市計畫事業費	費	九、四九〇
第一項	都市計畫地方委員會費	費	九、四九〇
第十四款	觀光	費	二、一〇〇
第一項	觀光	費	二、一〇〇
第十五款	史蹟名勝天然記念物保存費	費	二五〇
第一項	史蹟名勝天然記念物保存費	費	二五〇
第十六款	選舉	費	二六三
第一項	衆議院議員選舉費	費	二六三
第十七款	維持	費	四、七二八
第一項	維持	費	四、七二八
第十八款	縣稅取扱費	費	三、三〇〇
第一項	縣稅取扱費	費	一、四二八
第二項	徵收	費	八一、四四三
第三項	徵收	費	二〇、〇四八
第四項	徵收	費	四、三六六
第五項	徵收	費	四七、七五五
第六項	徵收	費	九、二七四
第七項	徵收	費	五、七六〇
第八項	徵收	費	五、七六〇
第九項	徵收	費	一〇、〇〇〇
第十項	徵收	費	一〇、〇〇〇
第十一項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第十二項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第十三項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第十四項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第十五項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第十六項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第十七項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第十八項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第十九項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第二十項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第二十一項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第二十二項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第二十三項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第二十四項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第二十五項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第二十六項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第二十七項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第二十八項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第二十九項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第三十項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第三十一項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第三十二項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第三十三項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第三十四項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第三十五項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第三十六項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第三十七項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第三十八項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第三十九項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第四十項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第四十一項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第四十二項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第四十三項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第四十四項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第四十五項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第四十六項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第四十七項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第四十八項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第四十九項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第五十項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第五十一項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第五十二項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第五十三項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第五十四項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第五十五項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第五十六項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第五十七項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第五十八項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第五十九項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第六十項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第六十一項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第六十二項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第六十三項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第六十四項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第六十五項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第六十六項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第六十七項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第六十八項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第六十九項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第七十項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第七十一項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第七十二項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第七十三項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第七十四項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第七十五項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第七十六項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第七十七項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第七十八項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第七十九項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第八十項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第八十一項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第八十二項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第八十三項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第八十四項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第八十五項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第八十六項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第八十七項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第八十八項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第八十九項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第九十項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第九十一項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第九十二項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第九十三項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第九十四項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第九十五項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第九十六項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第九十七項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第九十八項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第九十九項	徵收	費	四、四九〇、一五五
第一百項	徵收	費	四、四九〇、一五五

第十三款	地方改良補助費	六、五〇〇	第一項	交 付 金	七四、一〇〇
第十四款	在鄉軍人會補助費	五〇〇	第二十一款	農業水利改良事業費本 年度支出額	一〇一、〇〇〇
第十五款	傷痍軍人會補助費	五〇〇	第一項	北條用排水改良事業費 本年度支出額	一〇一、〇〇〇
第十六款	傷痍軍人會補助費	六〇〇	第二十二款	十三年災害荒廢林地復 舊事業費本年度支出額	五三、〇八七
第十七款	土費負擔本年度支出 額	一七九、一四九	第一項	十三年災害荒廢林地復 舊事業費本年度支出額	五三、〇八七
第十八款	千代川改修費負擔本年 度支出額	六一、〇一九	第二十三款	中學校建設費本年度支 出額	九〇、八〇五
第十九款	天神川改修費負擔本年 度支出額	一〇五、〇〇〇	第一項	鳥取第二中學校建設費 本年度支出額	二、七六〇
第二十款	砂防事業費負擔本年度 支出額	一三、一三〇	第二項	境中學校建設費本年度 支出額	八八、〇四五
第二十一款	災害土木改良事業費本 年度支出額	二二、〇〇〇	第二十四款	商業學校建設費本年度 支出額	七、六五五
第二十二款	勝部川日置川改良費本 年度支出額	一一、〇〇〇	第一項	倉吉商業學校建設費本 年度支出額	七、六五五
第二十三款	法勝寺川改良費本年度支 出額	一〇、〇〇〇	第二十五款	工業學校建設費本年度 支出額	八三、七五〇
第二十四款	中小河川改良事業費本 年度支出額	五四、〇〇〇	第一項	工業學校建設費本年度 支出額	八三、七五〇
第二十五款	大路川改良事業費本年 度支出額	五四、〇〇〇	第二十六款	米子商蠶學校臨時設備 費本年度支出額	一、八六五
第二十六款	十三年水害復舊施設耕 地事業費本年度支出額	一三三、三三三	第一項	米子商蠶學校臨時設備 費本年度支出額	一、八六五
第二十七款	十三年水害復舊施設耕 地事業費本年度支出額	一三三、三三三	第二十七款	森林治水事業費	二二二、五六三
第二十八款	農業水利改良事業費交 付金	七四、一〇〇	第一項	荒廢林地復舊事業費	二〇、七八〇
			第二項	公有林野造林費	四三、九八六

第三項	民有林野造林費	三五、九九六	第三項	教 育 費	一三、〇四〇
第四項	民有林計畫施設獎勵費	一〇、八九〇	第四項	勸 業 費	五四八、一〇二
第五項	遊水 林造成費	一九、七二〇	第五項	防 空 費	三三、二五八
第六項	水害防備林造成費	一、一九一	第六項	兵 事 諸 費	一一、八四八
第七項	災害防止 林業施設費	三五、七一四	第七項	國民精神總動員費	一八、一五〇
第八項	海岸砂防林造成費	二六、九七五	第八項	事 務 特 報 費	五、四〇〇
第九項	防 潮 林 造成費	三、二六一	第三十五款	縣 債 償 還 費	一、六七八、〇〇二
第十項	類雪防止林造成費	三、七八三	第一項	元 金 償 還	九二五、三〇〇
第十一款	防 風 林 造成費	一、六九五	第二項	利 子 費	七五二、四六二
第十二款	治 水 事業費繰入金	五五、一四六	第三項	雜 費	二四〇
第十三款	治 水 事業費繰入金	五五、一四六	臨時部計		
第十四款	自作農創設維持獎勵資 金繰入金	六三九	歲出合計		四、四一九、九六八
第十五款	自作農創設維持獎勵資 金繰入金	六三九	昭和十六年度特別會計恩賜賑恤資金歲出豫算		八、九一〇、一二三
第十六款	男女青年團指導獎勵資 金繰入金	二、七五〇	第一項	價 還 金	三、一三二
第十七款	男女青年團指導獎勵資 金繰入金	二、七五〇	第二項	益 還 金	三、一三二
第十八款	慈惠救濟金繰入金	六〇〇	第三項	繰 越 金	一、〇五六
第十九款	慈惠救濟金繰入金	六〇〇	第一項	繰 越 金	一、〇五六
第二十款	千代川廢川地開墾事業 費交付金	三、〇〇〇	歲入合計		四、一八九
第二十一款	交 付 金	三、〇〇〇	第一項	賑 恤 金	一
第二十二款	事 變 費	六九六、九八四	第二項	賑 恤 金	一
第二十三款	縣 職 員 費	二二、六七四	第三項	補 助 費	六〇〇
第二十四款	警 察 費	四四、五二二	第一項	社 會 事業補助費	六〇〇

第三款	元資編入金	三、五八六	第一款	價還	金	四七、九〇〇
第一款	元資編入金	三、五八六	第二款	益還	金	四七、九〇〇
第四款	雜費	二	第一款	益	金	六六、〇一八
第一款	雜費	二	第二款	益	金	六六、〇一八
歲出合計		四、一八九	第三款	繰越	金	六六、〇一八
昭和十六年度特別會計慈惠救濟金歲入歲出豫算			第四款	繰越	金	一
歲入			元資受入金			六二八、五五五
第一款	價還	一、七八二	第一款	元資受入金		六二八、五五五
第二款	益還	一、七八二	歲入合計			七四二、四七四
第一款	益	二、四一〇	第一款	罹災救助費		六、二一四
第三款	繰越	一	第二款	補助費		六、二一四
第四款	繰越	一	第一款	補助費		一五、〇〇〇
第五款	國庫交付金	一七、〇五五	第三款	補助費		一五、〇〇〇
第一款	國庫交付金	一七、〇五五	第四款	元資編入金		一
第二款	國庫交付金	一七、〇五五	第五款	元資編入金		一
第三款	國庫交付金	一七、〇五五	歲出合計			四三、二五九
第四款	國庫交付金	一七、〇五五	第一款	一般會計繰入金		四三、二五九
第五款	國庫交付金	一七、〇五五	第二款	一般會計繰入金		六七八、〇〇〇
歲入合計		二一、八四八	第三款	貸出		六七八、〇〇〇
昭和十六年度特別會計軍人援護資金歲入歲出豫算			第四款	貸出		七四二、四七四
歲入			歲出合計			五五五
第一款	救濟費	二〇、九五〇	第一款	益	金	五五五
第二款	慈惠救濟費	二〇、九五〇	第二款	益	金	五五五
第一款	元資編入金	八九八	歲入合計			一一、〇〇〇
第二款	元資編入金	八九八	第一款	繰越	金	一一、〇〇〇
歲出合計		二一、八四八	第二款	繰越	金	一一、〇〇〇

第一款	軍人援護費	五五五	第一款	價還	金	一〇、一六七
第二款	軍人援護費	五五五	第二款	益還	金	一〇、一六七
第一款	雜費	一	第三款	益	金	一、九一一
第二款	雜費	一	第四款	益	金	一、九一一
歲出合計		五五六	歲入合計			一一、〇〇〇
昭和十六年度特別會計男女青年團指導獎勵資金歲入歲出豫算			第一款	雜收	金	一一、〇〇〇
歲入			第二款	雜收	金	一一、〇〇〇
第一款	價還	一、五七二	第三款	雜收	金	一一、〇〇〇
第二款	價還	一、五七二	第四款	雜收	金	一一、〇〇〇
第一款	益	五二二	歲入合計			一一、〇〇〇
第二款	益	五二二	第一款	貸付	金	三、二六三
第三款	繰越	二七九	第二款	貸付	金	三、二六三
第四款	繰越	二七九	第三款	獎勵金		二、一〇〇
第一款	繰越	二七九	第四款	獎勵金		二、一〇〇
第二款	繰越	二七九	歲出合計			六、一一八
第三款	繰越	二七九	第一款	疾病治療料		六、一一八
第四款	繰越	二七九	第二款	疾病治療料		六、一一八
第一款	補充金	四、六七〇	第三款	疾病治療料		六、一一八
第二款	補充金	四、六七〇	第四款	疾病治療料		六、一一八
第三款	補充金	四、六七〇	歲入合計			二、〇八〇
第四款	補充金	四、六七〇	昭和十六年度特別會計小學校教員恩給金歲入歲出豫算			
歲入合計		七、〇四三	第一款	豫備費		二、〇八〇
昭和十六年度特別會計男女青年團指導獎勵資金歲入歲出豫算			第二款	豫備費		二、〇八〇
歲入			第三款	豫備費		二、〇八〇
第一款	價還	一、五七二	第四款	豫備費		二、〇八〇
第二款	價還	一、五七二	歲出合計			二、〇八〇
第一款	益	五二二	昭和十六年度特別會計小學校教員恩給金歲入歲出豫算			
第二款	益	五二二	第一款	豫備費		二、〇八〇
第三款	繰越	二七九	第二款	豫備費		二、〇八〇
第四款	繰越	二七九	第三款	豫備費		二、〇八〇
第一款	補充金	四、六七〇	第四款	豫備費		二、〇八〇
第二款	補充金	四、六七〇	歲入合計			二、〇八〇
第三款	補充金	四、六七〇	昭和十六年度特別會計小學校教員恩給金歲入歲出豫算			
第四款	補充金	四、六七〇	第一款	豫備費		二、〇八〇
歲入合計		七、〇四三	第二款	豫備費		二、〇八〇

第一款	益	金	一
第二款	國庫給與金	金	七、八八〇
第三款	補充	金	七、八八〇
第四款	一般會計補充金	金	三三六、五二三
第五款	分擔	金	三三六、五二三
歲入合計	繰越	金	五、一一六
歲入合計	前年度繰越金	金	二七、八三一
歲入合計			三五七、三五二
第一款	出		
第一款	小學校教員恩給金	金	二五九、六一五
第二款	普通恩給及增加恩給金	金	二五九、六一五
第三款	扶助	料	五二、二〇〇
第四款	一時恩給金	金	五二、二〇〇
第五款	傷痍賜金	金	一八、三三二
第六款	傷痍賜金	金	一八、三三二
第七款	分擔	金	二七、二二三
第八款	分擔	金	二七、二二三
歲出合計			三五七、三五二
昭和十六年度特別會計小學校教員加俸資金	歲入歲出豫算		
第一款	國庫補助金	金	二一、八二八
第二款	益	金	二一、八二八
第三款	繰越	金	一三〇
第四款	補充	金	三、二〇三
第五款	一般會計補充金	金	三、二〇三
第六款	入	金	一九、九〇八
第七款	一般會計戻入金	金	一九、九〇八
歲入合計			七〇二
歲入合計			七〇二
第一款	出		
第一款	小學校教員加俸	金	四五、〇六九
第二款	小學校教員加俸	金	四五、〇六九
第三款	元資編入金	金	四、〇六九
第四款	元資編入金	金	四、〇六九
歲出合計			七〇二
昭和十六年度特別會計公立學校職員加俸資金	歲入歲出豫算		
第一款	國庫補助金	金	一一、四六八
第二款	益	金	一一、四六八
第三款	繰越	金	一
歲入合計			五〇〇
歲入合計			五〇〇

第一款	益	金	五〇〇
第二款	補充	金	四九、九二〇
第三款	一般會計補充金	金	四九、九二〇
歲入合計			六一、八八九
歲入合計			六一、八八九
第一款	出		
第一款	公立學校職員加俸	金	六〇、九〇〇
第二款	年功加俸	金	六〇、九〇〇
第三款	國庫納金	金	九八九
第四款	國庫納金	金	九八九
歲出合計			六一、八八九
昭和十六年度特別會計學校生徒獎勵資金	歲入歲出豫算		
第一款	益	金	三二二
第二款	繰越	金	三二二
第三款	繰越	金	三二二
歲入合計			三二二
歲入合計			三二二
第一款	出		
第一款	學校生徒獎勵費	金	三二二
第二款	獎勵費	金	三二二
第三款	備費	金	三二二
第四款	備費	金	三二二
歲出合計			三二二
昭和十六年度特別會計就學獎勵資金歲入歲出豫算	歲入歲出豫算		
第一款	益	金	六五〇
第二款	國庫交付金	金	一一、八七〇
第三款	繰越	金	一一、八七〇
第四款	補充	金	一一、六六三
第五款	一般會計補充金	金	一一、六六三
第六款	戻入金	金	一一、〇〇〇
第七款	一般會計戻入金	金	一一、〇〇〇
第八款	元資受入金	金	二、五〇〇
第九款	元資受入金	金	二、五〇〇
歲入合計			五、五〇〇
歲入合計			五、五〇〇
第一款	出		
第一款	就學獎勵費	金	五、一〇〇
第二款	就學獎勵費	金	五、一〇〇
第三款	學校給食臨時施設費	金	一〇、〇五三
第四款	學校給食臨時施設費	金	一〇、〇五三
第五款	特別會計運用金	金	八、〇〇〇
第六款	特別會計運用金	金	八、〇〇〇
第七款	備費	金	八、〇〇〇
第八款	備費	金	八、〇〇〇
歲出合計			三三、一八三
昭和十六年度特別會計倉吉農學校實習費	歲入歲出豫算		

第一項	益	金	一	第一項	實	習	費	二、〇〇〇
第二項	雜	收	四、八〇〇	第二項	實	習	諸	一、二六
第三項	補	品	四、八〇〇	第三項	實	習	費	四、二〇六
第四項	補	充	一、五〇〇	第四項	實	習	費	三、五〇
第一項	雜	越	一、五〇〇	第一項	實	習	費	五、〇
第二項	雜	越	一	第二項	實	習	費	五、〇
第三項	雜	越	一	第三項	實	習	費	五、七三二
第四項	雜	越	一	第四項	實	習	費	五、〇
歲入合計	總	越	六、三〇二	歲入合計	總	越	五、三三二	
昭和三十六年度特別會計日野農林學校實習費	入	金	六、三〇二	昭和三十六年度特別會計米子商會學校實習費	入	金	六、三〇二	
歲入歲出豫算	入	金	六、三〇二	歲入歲出豫算	入	金	六、三〇二	
第一項	益	金	一	第一項	雜	收	三、三五二	
第二項	雜	收	三、三五二	第二項	雜	收	三、三五二	
第三項	補	品	三、三五二	第三項	補	品	三、三五二	
第四項	補	充	一、〇〇〇	第四項	補	充	一、〇〇〇	
第一項	雜	越	一、〇〇〇	第一項	雜	越	一、〇〇〇	
第二項	雜	越	一、〇〇〇	第二項	雜	越	一、〇〇〇	
第三項	雜	越	一、〇〇〇	第三項	雜	越	一、〇〇〇	
第四項	雜	越	一、〇〇〇	第四項	雜	越	一、〇〇〇	
歲入合計	總	越	三、〇〇〇	歲入合計	總	越	三、〇〇〇	

第一項	實	習	費	四、九三八	第一項	國	庫	補	助	金	三、九五〇						
第二項	實	習	諸	一、一八四	第二項	國	庫	補	助	金	三、九五〇						
第三項	實	習	費	三、七五四	第三項	國	庫	補	助	金	三、九五〇						
第四項	實	習	費	三、五〇〇	第四項	國	庫	補	助	金	三、九五〇						
第一項	實	習	費	一、〇〇〇	第一項	國	庫	補	助	金	三、九五〇						
第二項	實	習	費	一、〇〇〇	第二項	國	庫	補	助	金	三、九五〇						
第三項	實	習	費	一、〇〇〇	第三項	國	庫	補	助	金	三、九五〇						
第四項	實	習	費	一、〇〇〇	第四項	國	庫	補	助	金	三、九五〇						
歲入合計	總	越	五、三八八	歲入合計	總	越	五、三八八										
昭和三十六年度特別會計中等學校改築費	入	金	五、三八八	昭和三十六年度特別會計治水事業費歲入歲出豫算	入	金	五、三八八										
歲入歲出豫算	入	金	五、三八八	歲入歲出豫算	入	金	五、三八八										
第一項	補	充	金	二六、五〇〇	第一項	治	水	事	業	費	本	年	度	支	出	額	一、二、三六八
第二項	補	充	金	二六、五〇〇	第二項	治	水	事	業	費	本	年	度	支	出	額	一、二、三六八
第三項	補	充	金	二六、五〇〇	第三項	治	水	事	業	費	本	年	度	支	出	額	一、二、三六八
第四項	補	充	金	二六、五〇〇	第四項	治	水	事	業	費	本	年	度	支	出	額	一、二、三六八
第一項	補	充	金	二六、五〇〇	第一項	治	水	事	業	費	本	年	度	支	出	額	一、二、三六八
第二項	補	充	金	二六、五〇〇	第二項	治	水	事	業	費	本	年	度	支	出	額	一、二、三六八
第三項	補	充	金	二六、五〇〇	第三項	治	水	事	業	費	本	年	度	支	出	額	一、二、三六八
第四項	補	充	金	二六、五〇〇	第四項	治	水	事	業	費	本	年	度	支	出	額	一、二、三六八
歲入合計	總	越	二六、五〇三	歲入合計	總	越	二六、五〇三										
昭和三十六年度特別會計自作農創設維持獎勵資金	入	金	二六、五〇三	昭和三十六年度特別會計自作農創設維持獎勵資金	入	金	二六、五〇三										
歲入歲出豫算	入	金	二六、五〇三	歲入歲出豫算	入	金	二六、五〇三										
第一項	國	庫	補	助	金	四三、二四八	第一項	國	庫	補	助	金	四三、二四八				
第二項	國	庫	補	助	金	四三、二四八	第二項	國	庫	補	助	金	四三、二四八				
第三項	國	庫	補	助	金	四三、二四八	第三項	國	庫	補	助	金	四三、二四八				
第四項	國	庫	補	助	金	四三、二四八	第四項	國	庫	補	助	金	四三、二四八				
第一項	國	庫	補	助	金	四三、二四八	第一項	國	庫	補	助	金	四三、二四八				
第二項	國	庫	補	助	金	四三、二四八	第二項	國	庫	補	助	金	四三、二四八				
第三項	國	庫	補	助	金	四三、二四八	第三項	國	庫	補	助	金	四三、二四八				
第四項	國	庫	補	助	金	四三、二四八	第四項	國	庫	補	助	金	四三、二四八				
歲入合計	總	越	二六、五〇三	歲入合計	總	越	二六、五〇三										

第一項 價還	二六三、九八八	第一項 價還	一〇八、〇〇〇
第三款 縣債	五〇〇、〇〇〇	第一款 縣債	六、五八七
第四款 縣債	五〇〇、〇〇〇	第二款 縣債	六、二〇〇
第一項 一般會計繰入金	六三九	第一款 縣債	六、六一九
第五款 雜收	一〇	第二款 縣債	六、六一九
第一項 雜收	一〇	第三款 縣債	六、六一九
歲入合計	八〇七、八八五	歲入合計	六、六一九
第一項 價還	三〇七、八八五	第一款 價還	三〇七、八八五
第一款 價還	三〇七、八八五	第二款 價還	三〇七、八八五
第二款 價還	三〇七、八八五	第三款 價還	三〇七、八八五
第一項 貨付	五〇〇、〇〇〇	第一款 貨付	五〇〇、〇〇〇
第二款 貨付	五〇〇、〇〇〇	第二款 貨付	五〇〇、〇〇〇
第一項 貨付	五〇〇、〇〇〇	第三款 貨付	五〇〇、〇〇〇
歲出合計	八〇七、八八五	歲出合計	八〇七、八八五
昭和十六年度特別會計自作農創設未墾地開發資金歲入歲出豫算			
第一項 價還	三五六	第一款 價還	三五六
第一款 價還	三五六	第二款 價還	三五六
第二款 價還	三五六	第三款 價還	三五六
第一項 利還	三五六	第一款 利還	三五六
第一款 利還	三五六	第二款 利還	三五六
第一項 利還	三五六	第三款 利還	三五六
歲出合計	三五六	歲出合計	三五六
昭和十六年度特別會計產業資金歲入歲出豫算			
第一項 價還	三五六	第一款 價還	三五六
第一款 價還	三五六	第二款 價還	三五六
第二款 價還	三五六	第三款 價還	三五六
第一項 利還	三五六	第一款 利還	三五六
第一款 利還	三五六	第二款 利還	三五六
第一項 利還	三五六	第三款 利還	三五六
歲出合計	三五六	歲出合計	三五六

第一項 價還	四二、六六三	第三項 運雜	八、〇〇〇
第一款 價還	四二、六六三	第一款 運雜	八、〇〇〇
第二款 價還	四二、六六三	第二款 運雜	八、〇〇〇
第一項 縣債	四〇、〇〇〇	第三款 運雜	四六、六三五
第一款 縣債	四〇、〇〇〇	第一款 運雜	四六、六三五
第二款 縣債	四〇、〇〇〇	第二款 運雜	四六、六三五
第一項 雜收	一	第一款 運雜	四一、〇〇〇
第一款 雜收	一	第二款 運雜	四一、〇〇〇
第二款 雜收	一	第三款 運雜	四一、〇〇〇
第一項 雜收	一	第一款 運雜	四一、〇〇〇
歲入合計	八二、六六四	歲入合計	八、〇〇〇
第一項 貨付	四〇、〇〇〇	第一款 貨付	四〇、〇〇〇
第一款 貨付	四〇、〇〇〇	第二款 貨付	四〇、〇〇〇
第二款 貨付	四〇、〇〇〇	第三款 貨付	四〇、〇〇〇
第一項 縣債	四二、六六三	第一款 縣債	四二、六六三
第一款 縣債	四二、六六三	第二款 縣債	四二、六六三
第二款 縣債	四二、六六三	第三款 縣債	四二、六六三
第一項 利還	二、六六三	第一款 利還	二、六六三
第一款 利還	二、六六三	第二款 利還	二、六六三
第一項 利還	二、六六三	第三款 利還	二、六六三
歲出合計	八二、六六四	歲出合計	八二、六六四
昭和十六年度特別會計種牝牛獎勵事業費			
第一項 補償	四、八八〇	第一款 補償	四、八八〇
第一款 補償	四、八八〇	第二款 補償	四、八八〇
第二款 補償	四、八八〇	第三款 補償	四、八八〇
第一項 益	一三九	第一款 益	一三九
第一款 益	一三九	第二款 益	一三九
第一項 益	一三九	第三款 益	一三九
歲入合計	五、〇一九	歲入合計	五、〇一九
第一項 國庫納付金	二、四四〇	第一款 國庫納付金	二、四四〇
第一款 國庫納付金	二、四四〇	第二款 國庫納付金	二、四四〇
第一項 國庫納付金	二、四四〇	第三款 國庫納付金	二、四四〇
歲出合計	二、四四〇	歲出合計	二、四四〇
昭和十六年度特別會計中小商工業金融施設費			
第一項 補償	四、八八〇	第一款 補償	四、八八〇
第一款 補償	四、八八〇	第二款 補償	四、八八〇
第二款 補償	四、八八〇	第三款 補償	四、八八〇
第一項 益	一三九	第一款 益	一三九
第一款 益	一三九	第二款 益	一三九
第一項 益	一三九	第三款 益	一三九
歲入合計	五、〇一九	歲入合計	五、〇一九
第一項 國庫納付金	二、四四〇	第一款 國庫納付金	二、四四〇
第一款 國庫納付金	二、四四〇	第二款 國庫納付金	二、四四〇
第一項 國庫納付金	二、四四〇	第三款 國庫納付金	二、四四〇
歲出合計	二、四四〇	歲出合計	二、四四〇



第一項 國庫納付金 二、四四〇  
 第二項 補償準備金編入金 二、五七九  
 第一項 補償準備編入金 二、五七九  
 第二項 補償準備編入金 二、五七九

00597

鳥取縣告示第七十四號

米子財務出張所管内ニ於テ左ノ通縣稅檢査返納並ニ交付セリ  
 昭和十六年一月二十四日

區分	番號	年月日	鳥取縣知事 所屬廳	職名	氏名
返納	二二	昭和十六年一月十一日	西伯郡手間村役場	書記	渡部 吉晴
交付	二二	昭和十六年一月十一日	同	同	清川 嘉治

鳥取縣告示第七十五號

左記ノ通養蠶實行組合ノ解散届出アリタリ  
 昭和十六年一月二十四日

養蠶實行 組合名	事務所ノ所在地	解散年月日	鳥取縣知事
美成	八頭郡大村大字美成二四六番地	昭和十五年四月十六日	板井原 同 大字赤波一、三、七、六番地 同 四月十八日
鷹狩	同 大字鷹狩七三五番地	同	杉 森 同 大字赤波九〇六番地 同
赤波上部	同 大字赤波六二四番地	同	赤波下部 同 大字赤波一三四番地 同 四月十六日
			馬 橋 同 大字鷹狩五二一番地 同

鳥取縣告示第七十六號

鳥取縣臨時負債處理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任ス  
 昭和十六年一月二十四日

高城村	石 龜 義 克	鳥取縣知事	八 田 三 郎
		酒津村	和 田 定 七

00598

鳥取縣告示第七十七號

牛馬商免許試驗左ノ通施行ス試驗ヲ受ケントスル者ハ二月二十四日迄ニ縣廳ニ到着スル機願書ヲ差出スベシ但シ昭和十五年四月以降ニ願書ヲ提出セルモノハ其願書ヲ充用ス  
 昭和十六年一月二十四日

一 試驗期日	昭和十六年二月二十七日	鳥取縣知事	八 田 三 郎
二 試驗場所	鳥取縣會議事堂		
三 試驗科目	學 科		
	自 午前十一時 至 午後一時		
	自 午後四時 至 午後四時		

鳥取縣告示第七十八號

四 受験者ハ試驗ニ用フル筆、墨(萬年筆ニテモ可)ヲ携帯スヘシ  
 氣高郡東郷村今在家耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ  
 昭和十六年一月二十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第七十九號

氣高郡神戶村上砂見第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ  
 昭和十六年一月二十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第八十號

氣高郡瑞穂村宿耕地整理組合地區並ニ設計書變更ノ件認可セリ  
 昭和十六年一月二十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第八十一號

公有水面埋立竣功期間伸長ノ件左記ノ通許可セリ  
昭和十六年一月二十四日

- 一 埋立場所 氣高郡湖山村字新川三千二百四十六番ノ一地先湖山池公有水面壹畝拾五步
- 一 竣功伸長期限 昭和十六年十一月十七日
- 一 出願人 氣高郡大郷村大字金澤 中島與太郎

鳥取縣告示第八十二號

左ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ  
昭和十六年一月二十四日

- 一 埋立ノ免許ヲ受ケタル者 鳥取縣知事 八 田 三 郎
- 一 埋立ノ場所 氣高郡大郷村大字福井 福井一五郎
- 一 埋立ノ面積 氣高郡大郷村大字福井字下灘ヲ壹百一九八五至一九八六番地先湖山池公有水面六畝貳拾七步
- 一 埋立ノ目的 田地造成
- 一 免許年月日 昭和十六年一月二十四日
- 一 工事着手及竣功期間 免許ノ日ヨリ十日以内ニ着手  
着手ノ日ヨリ參ヶ年以内ニ竣功

鳥取縣告示第八十三號

昭和十六年五月入所セシムベキ燈臺官吏養成所生徒ヲ募集セラル應募希望者ハ左記心得熟覽ノ上願書ヲ横濱市中區北中通燈臺局内所ヘ三月二十九日迄ニ提出セラルベシ  
昭和十六年一月二十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

入學志願者心得 (昭和十六年)

- 一 募集人數 標識科約三十人  
無線科約三十人
- 二 志願者資格 大正五年五月一日ヨリ大正十三年五月一日ノ間ニ生レタル男子。但シ昭和十六年徵兵適齡者及現ニ徵集延期中ノ者ハ志願スルヲ得ズ
- 三 志願書類 イ、入學願書(志願科名及受験地ヲ朱書スベシ) ロ、身分證明書ハ、履歷書ニ、寫眞(手札形、半身脱帽、最近撮影ノモノ)ホ、現在官廳奉職中ノ者ハ其ノ所屬長官ノ受験認可書
- 四 志願期間 入學願書受付 昭和十六年三月二十九日迄  
願書ヲ受理セル者ニハ受験票(受験者心得ヲ添記ス)ヲ交付ス
- 五 試験期日 身體検査、人物考査 昭和十六年四月一日  
學科試驗 同年二月二日
- 六 身體検査標準 身體検査ニ不合格トナルベキ標準中主ナル事項  
身長 一・五一米ニ達セザル者  
體重 四七斤ニ達セザル者

- 視力 (標識科 裸眼、兩眼共〇・六(萬國視力表)ニ達セザル者  
無線科 矯正視力兩眼共一・〇(萬國視力表)ニ達セザル者)  
色盲、亂視、斜視アル者  
〇・五米ヲ隔テ標準懷中時計ノ音ヲ完全ニ聽取シ得ザル者  
疾病其他ノ呼吸器、血行器、神經系、痔瘻ノ疾患及關節運動ノ障害、四肢其ノ他ニ畸形、歪形アル者
- 七 學科試驗科目 中學校卒業程度  
標識科(國語(解釋、書取、作文) 數學(算術、代數、平面幾何) 物理(國語、解釋、書取、作文) 英語(和文英譯、英文和譯) 外國地理)  
無線科(國語(解釋、書取、作文) 數學(代數、平面幾何、三角) 外國地理)
- 八 學科無試驗志願資格及手續  
中學校卒業者又ハ昭和十六年卒業見込ノ者ニシテ志願者資格(本心得ニ)ヲ有シ、學校長ノ推薦書及成績證明書ヲ志願書類(本心得三)ニ添付シ學科無試驗入學ヲ願出デタル者ハ學科試驗ヲ行ハズ詮衡ニ依リ入學セシム。但シ志願者所要人數ヲ超過スルトキハ國語、數學、英語ニ付學科試驗ヲ行フ
- 九 試驗執行地 (試驗場ハ受験票(本心得四)ニテ指示ス)
- 一〇 入學許可發表 昭和十六年四月中旬官報及遞信公報ニ發表ス、且ッ本人ニ通知ス
- 一一 入學期日 昭和十六年五月一日

二二待

- 一 在學中ハ一ヶ月二十七圓ノ手當ヲ給與シ、養成ニ必要ナル書籍、器具類ヲ貸與シ、寄宿舎ニ宿泊セシム
- 一 卒業後ハ標識技手(判任)ニ任ジ、判任官俸給令ニヨリ初任月俸四十八圓以上ヲ給ス
- 一 標識技手ハ燈臺ニ在勤、被服ヲ給與シ官舎ニ居住セシム
- 一 標識技手ハ高等官ニ陞進スルコトヲ得
- 一 交通不便ノ地ニ在勤スル標識技手ニハ一ヶ月ニ付三圓以上八十圓以下ノ難場手當及家族手當十圓以内、學齡兒童一人ニ付五圓ノ手當ヲ給ス

一三注

- 一 樺太及關東州ニ在勤スル標識技手ニハ本俸ノ外一ヶ月五十圓以上ノ加俸ヲ給ス
  - 一 樺太、關東州及邊陲地ニ在勤スル標識技手ニハ恩給在職年數ニ加算アリ
- 照會ニハ住所氏名ヲ明記セル返信用封筒ニ三錢切手ヲ貼付セルモノヲ同封スルコト

燈臺官吏養成所

(橫濱市中區北仲通 燈臺局内)

鳥取縣告示第八十四號

森林法ニ依リ左記箇所ニ對スル保安林解除ノ申請ヲ受理シタリ

昭和十六年一月二十四日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

宇 地 番 保安林種

氣高郡瑞穂村大字日光

臺帳面積

要解除面積

所有者

東濱屋敷廻

一、〇〇六

防風林

町一反畝一〇步

町一反畝一〇步

木下 露太郎

正 誤

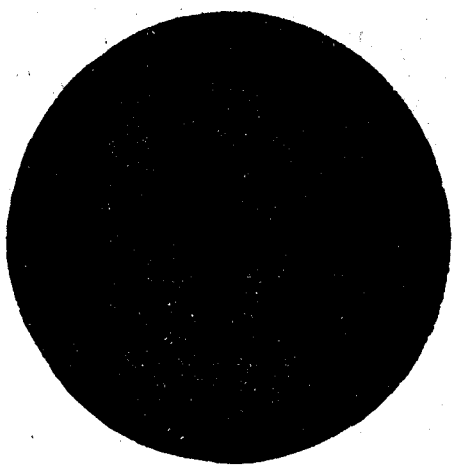
一 昭和十六年一月二十一日發行鳥取縣公報第一千二百號鳥取縣令第二號中左ノ通正誤ス

頁 行 段

五 上 黃金統制令施行細則

誤 黃金統制令施行規則

事 變 特 報



彙 報

第 八 十 九 號

舉 國 一 致

盡 忠 報 國

堅 忍 持 久

目 次	
一 金買上規則に就て.....	(時局課) 三頁
一 明年度國家豫算の常識.....	(庶務課) 三頁
一 大日本青少年團の結成.....	(社會教育課) 三頁
一 火災の豫防に就て.....	(警務課) 三頁
一 増産報國の意氣.....	(規畫課) 三頁
一 肥料配給制當について.....	(農産課) 三頁
一 鳥取母子寮.....	(社會課) 三頁

足らぬ資源も工夫であらま

### 金買上規則に就て



之が出来上るまでは從來よりも却つて更に多額の物資々材を海外から輸入しなければならぬのであるが、最近の第三國に對する輸出は日獨伊三國同盟の締結に關聯して抑壓變更を免れない狀況となつて來たのであつて、我が國にとつては海外よりの重要物資輸入資金としての金は以前に増して必要となつてゐるのである。従つて今後には更に一層金の増産及び集中に努むるの要があるのであるが、しかも此の金の集中運動の如きは全國民が總力を擧げて協力すべきものであることは固より當然であるのであつて、政府に於ても之を不徹底裡に放置することは國家總力戰の見地より考へても決してよいことではないのであるから、之が徹底を期するため昨年九月九日金委員會の議を経て、同十月十日産金法に基いて大藏省令第七十三號を以て金買上規則が制定せられ、即日施行を見るに至つたのである。以下この金買上規則について簡単に説明することとする。

#### (一) 金の賣却命令

此の金買上規則の骨子の第一は、大藏大臣は必要があると認めたる時は何時でも金即ち金地金及び古金貨幣、外國金貨其の他の金製品並に金貨幣を政府又は日本銀行、其の他大藏大臣の指定する者に、何日迄に何う云ふ手續で賣却すべしと命ずることが出来ると言ふことである。(第一條及び第二條) たゞ金地金については金の品位が千分中二百五十即ち六金以下のもの及び金製品については賜品、國寶及び重要美術指定品については賣却を命じないことになつてゐる。

#### (二) 金の賣却價額

一 昨年五月地方廳を中心として開始した金の集中運動は非常な好成績を擧げ、當初來銀行其の他の取次機關を通じ、金を政府に賣却せられた者は約三百萬人の多數に上り、其の金額は非常な巨額に達して居るのであつて、今次事變の遂行に必要な國防及び生産力擴充物資を購入する上に非常に大きな貢獻をして居るのである。

しかも、我が國は今や世界的に一大轉換期に際會し、眞に未曾有の時局に直面して居るのであつて、先般皇國と其の意圖を同じくする獨伊兩國と相提携し、大東亞共榮圈の確立に邁進することとなつたのであるが、此の共榮圈の確立は決して一朝一夕に出来るものではなく、眞に臥薪忍苦十年の心構を必要とするのである。即ち大東亞共榮圈の確立のためには、此の圈内で國防資源を始め重要物資の劃期的増産が現實に出来る必要があるのであつて、

此の賣却を命ぜられた場合の賣却価格は産金法第十一條の四の規定に依つて、金地金については法律上政府の買上價格即ち純金瓦當三圓八十五錢、一匁十四圓四十三錢七厘五毛の割合に依ることになつて居り、金の合金及び金製品については金委員會に於て決定することになつて居るのであるが、此の金の合金・外國金貨・其の他の金製品も總て、其の物の中に含まれて居る金の純量(鑑定の方法に依る場合は鑑定に依る純量)について瓦當三圓八十五錢即ち一匁十四圓四十三錢七厘五毛の割合に依り算出した金額とすることに、去る九月九日の金委員會に於て決定せられたのである。(昭和十五年十月十日大藏省告示第三百四十六號) 要するに政府から賣却を命ぜられた場合の金の賣却価格は何んなものでも又何んな場合でも、總て其の中に含まれる金の純量について瓦當三圓八十五錢の割合で算出した金額である。

(二) 賣却せざることの許可

大藏大臣から此の規定に依つて賣却を命ぜられたものが工業用醫療用・研究用として必要已むを得ないものであるとき、又は美術的・骨董的又は工藝的價值大なるもの、その他鑄造することを適當としないものであるときは、大藏大臣の許可を受ければ之を賣却せざることを得るのである。唯金製品を日本銀行等に買戻條件附で賣却すべしと命ぜられた場合には、此の賣却せざることの許可は受けることは出来ない(第三條)。茲に美術的價值大なるものとは重要美術指定品に準ずべきもの、その他美術的價值大なるものを言ひ、骨董的價值大なるものとは骨董品として市場價值の大なるものを言ひ、又工藝的價值大なるものとは何々各工の作と言

ふやうに工藝的價值大なるものを言ふのであつて、斯様なものについて賣却せざることの許可を受け様とするときは、次の事項を書いた許可申請書を大藏大臣に提出しなければならぬ(第四條第一項)。

- 一 申請者の住所、電話番号、職業及び氏名又は商號
- 二 許可を受けんとする物の種類、態様、個數又は枚數、重量及推定含有重量並に買入年月日及び買入價格
- 三 許可を受けんとする事由の詳細
- 四 賣却命令書の番號及到達年月日
- 五 其の他參考となるべき事項

尙大藏大臣は審査の上で必要があると認めたとときは、此の許可の申請をした者に現品の送付を命ずることがある(第四條第二項)。

斯く許可申請があつた場合には大藏大臣は金委員會に諮問した上で許可を決定することになつてゐるのである(第五條)。

此の許可申請書を提出した者に就ては、賣却すべき事を命ぜられた物を大藏大臣の許可の決定通知がある迄、又は不許可の決定通知を受けた日から一週間以内は賣却を猶豫される。即ち此の許可申請に對して大藏大臣の許可があれば勿論賣却しなくてよいのであるが、不許可の決定を受けた場合には、其の通知を受けた日から一週間以内には之を賣却しなければならぬのである(第六條)

(四) 讓渡其の他の處分の制限

次に此の昭和十五年十月十日から金製品、金貨についても讓渡其の他の處分が制限されることになつたのである。即ち金地金に

ついでには既に昭和十四年十二月以來金塊・金の合金・潰金は金使用規則に依つて政府の外は金使用許可證・金讓渡許可證若くは金使用券を持つてゐる者又は政府の指定を受けた指定金地金賣買業者以外には賣却出來ず、又此等以外の者は之を買入れることが出来ないことになつてゐるのであるが、(金使用規則第四條及第五條)今度指環・提飾其の他裝身具・時計・眼鏡・其の他身廻品・煙管・シガレットケース其の他喫煙用具・杯・釜其の他飲食用具・燭臺・香爐其の他家具什器・置物・文鎮・硯屏・ペーパーナイフ・ペンナイフ・印形又は肉池である金製品及び大判・小判其の他の古金貨幣、外國貨幣、外國金貨並に金貨幣と言ふ昨年七月一日の金保有狀況調査の對象となつたもの外、鑷(刀)のつばのものと固める器具、目貫其の他刀劍附屬金具たる金製品も、政府の外は日本銀行・財團法人戰時物資活用協會又は社団法人金銀製品商聯盟に賣る場合の外は他の人に賣却することも亦買入することも出來ず、又之以外の者は之が賣却其の他の處分を受くることが出來ないことになつたのである。(第七條乃至第九條及び昭和十五年十月十日大藏省告示第三百四十四號及び三百四十五號)。

(五) 検査及び報告の徴收

更に大藏大臣は必要に應じて金の保有状況について報告をとつたり、又當該官吏をして検査をなさしめることが出来ることとなつたのであつて、之に依つて、地金商とか時計商のやうに金製品を取扱つてゐる者以外に一般の者についても、必要があれば検査することが出来る譯である。尙此の検査を行ふ場合には當該官吏は其の身分を示す證票を携帯することになつてゐる(第十條)。

(六) 罰 則

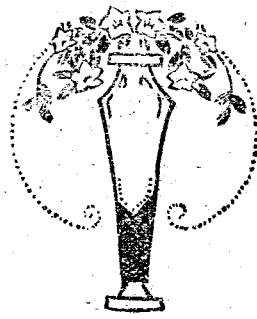
此の金買上規則は一昨年三月の議會で改正になつた産金法の規定に基くのであつて、若し此の規則に違反して金の賣却命令があつたにも拘らず賣却しなかつたり、又金製品を前に述べた以外の者に賣つたりした場合には五千圓以下の罰金、又は其の金の値段の三倍が、例へば一萬圓と言ふやうに五千圓を超ゆるときは其の三倍以下、即ち右の場合には三萬圓以下の罰金に處せられる等の處罰を受けることがあるから、充分注意しなければならぬのである。(産金法第十一條、第十一條之二、第十二條、第十九條、第二十條、第二十二條及第二十三條)。

以上のやうに此の金買上規則は何時でも必要に應じて金の強制賣却を命じ得ると言ふ態勢を整へたものであつて、現實に金の賣却を命ずる場合には謂はば金の召集令狀とも言ふべき大藏大臣の金賣却命令書が送達される譯である。然しながら本來金の集中と言ふやうなことは、國民全体が自發的に之に協力することが最も望ましいのであるから、先般來此の規則の制定に當つても、これと前後して此の規則を本格的に發動する前にもう一度全國的に且つ最終的に金の賣却勸奨運動が起された譯である。

惟ふに、金と言ふものは古來よりイザと言ふ秋に役だしむる爲に貯へられてゐたやうである。軍用金、刀の金の鑷等何れも戰時に際して役立たしめる爲のものである。又先祖傳來の家寶も一家の浮沈に關する變事が起つた場合の用意に代々傳つて居るものが多いやうである。今日金を持つて居る人の中には、其れが記念品であるとか、親の形見であるとか、或は先祖傳來の家寶である

00607

からと言ふやうな理由で賣却を避つて居る者もあるかと思はれるのであるが、今日は未曾有の重大時局であつて、一億の國民が大東亞共榮圈の確立のため我が身、我が子の命さへ喜んで捧げつゝあることに鑑みても、相當の犠牲負擔はあらうとも金は總て國家に提供し、此の時局に貢獻せられんことを切に希望する次第である。



### 度年明 識常の算豫家國

#### △總豫算と特別會計

いよゝ事變第五年の春を迎へたわけではありますが、一年の計は元且にありと申しますからこゝにその元且にちなんで昭和十六年度國家豫算のことについて簡単に記して見ませう。しかし國のやり繰りはわれゝのやり繰り算段と違つて正月即ち新年度といふことにはならないのであります、わが國では毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一ヶ年を豫算編成の一單位として、これを會計年度といつてゐるのでありますから、この點を間違はぬやうにせねばなりません。又豫算とは政府が國家の財政を運用し

てゆくために一會計年度の間の收入と支出を見積るものでありますが、しかし政府の支出もこの豫算によらなければ出せないし、豫算はまた議會の協賛を得なければならぬのであります。それに一口に豫算といひましても、これには總豫算とか特別豫算とかいふ種類がありますし、或は本豫算と追加豫算の區別もありますが、先づきに關議で決つて議會に提出せられてゐる一般會計豫算について記します。

明年度の一般會計豫算は六十八億六千三百萬圓でありまして、この一般會計豫算に屬する收支の豫算が一口に總豫算といはれてゐるものであります。この總豫算に對して特別會計に屬するものを特別豫算といふのでありますが、この特別豫算には鐵道會計の如き全然總豫算の外に獨立して編成されるものと、過不足の部分のみ總豫算に現はすやうに編成されるものとがあります。例へていへば專賣局會計の如きはその餘剩を總豫算に繰り入れるのでありますし、健康保險だとか帝國大學の會計などは不足の分を總豫算から貰ひ受ける仕組みになるわけであります。

#### △明年度豫算の輪廓

特別會計に屬するものは現在三十九を數へられてゐて、この中には例の臨時軍事勘定も含まれてゐるのですが、明年度は軍事費を除いた分が二十三億圓にのぼつてゐます。臨時軍事費の方はまだ發表せられて居りません。そこで總豫算でありながら、政府の發表によりますと

歳入 三十七億九千萬圓

00608

臨時部 三十億七千三百萬圓  
計 六十八億六千三百萬圓

#### 歳出

經營部 三十三億二千萬圓  
臨時部 三十五億四千三百萬圓  
計 六十八億六千三百萬圓

といふことになつて居りまして、これを前年度の當初豫算五十八億二千二百萬圓(成立豫算六十億九千萬圓)にくらべると約十億四千萬圓も殖えて居るのであります。

經常部、臨時部といふことについて説明すれば、經常部といふのは年によつて増減はあるがその性質上永久に繼續するものをいふのであります、實例に就て云へば歳入經常部と云ふのは租税であるとか、或は印紙收入、官業及び官有財産收入などが數へられ、歳出經常部は皇室費をはじめ各省の俸給費や事務費とか、或は恩給、預金利子、國債整理基金などをいひ、一方臨時部とは文字通り臨時の收入や、歳出を指すのであつて赤字補填のため公債を出して得た收入とか、或は生産力擴充とか貿易振興とかのためを支出するものもいふわけでありませう。ですからいま云つた歳出を各省別に分けた次の數字は(端數省略)

皇室費 四、五〇〇千円  
外務 七〇、〇〇〇  
内務 五九七、〇〇〇  
大藏 二、一三五、〇〇〇  
陸軍 一、三八七、〇〇〇

海軍 一、二四一、〇〇〇  
司法 六一、〇〇〇  
文部 一一三、〇〇〇  
農林 二二八、〇〇〇  
商工 一九六、〇〇〇  
逓信 四六六、〇〇〇  
拓務 八〇、〇〇〇  
厚生 一八〇、〇〇〇

皇室費を除いたほかの省の分は、いまの經常的な費用と臨時的な費用とがそれゝ含まれてゐるのであります。支出に對して收入の足りない分は公債で補填するわけでありませう、今度の總豫算ではこの公債發所額は十八億八千八百萬圓で前年における十六億七千萬圓より約二億圓を増加した程度であります、前年の豫算に比べて歳出が十億圓も多いのに、この所謂赤字公債が何故この程度で済んだかと云へば、それは例の税制改革で税收入が六億圓も増加を見込むことが出来たからなのであります。

又この十億の増加といふのは、一般に事務の増大から標準豫算が膨脹したといふことと、物價の現状から豫算單價をいくらか引上げたといふことが原因でありまして、各省別の歳出で前年より著しく増加したのは大藏省の三億圓と海軍省の二億圓で、あとは大体同じやうに増加してゐます。

△臨時軍事費と追加豫算  
前にもいふやうに明年度の豫算は大體六十八億圓餘りでありま

すが、近ごろ一口に百億豫算といはれるのはこれに臨時軍事費などを加へた額をいふのであります。  
今日の戦時豫算に決定的な重要性を持つのは事變關係の臨時軍事費追加額であつて、これは何故追加額といふかといへば、前にも記したやうにこの費用は特別會計の中でも毛色が變つてゐるからであります。

國の豫算は原則として一ヶ年を限つて編成されるといひましたが、しかし特別の必要があれば一ヶ年でない場合も生ずるのであります。日露戦争のときの軍事費特別會計は三年四月月であつたが、こんな具合に今度の事變費も年と關係のない繼續的なものになつてゐるのであります。今後一ヶ年に要する額を追加額として要求するやうな仕組になつてゐます。

この臨時軍事費はまだ發表になつてゐないので何ともいへないのではありませんが、しかし今度の三國同盟によつて國防方向がハッキリして、その重要性が一層加はつてゐるのですから、これは十五年度の追加額たる四十四億六千萬圓をはるかに突破する老大なものと想像されます。だが、こゝでは假りにこれを前年通りに抑へたとしても、總豫算を合せるとその合計額は百十三億を超えることになりまゝです。それに、一般會計の本豫算(基礎的な豫算)に間に合はず、後になつて現はれる追加豫算がありまして、これも前年の追加豫算にくらべて決して少くはないと想像されるのであります。これを前年同様二億七千萬圓餘と見て前記の額に加へると、實に百十六億圓といふ記録的な豫算となります。そして實際はこれより何億圓か頭を出すといふことが想像されるのですか

ら莫大なものであります。

△物の調達と公債消化

右のやうに今までは百億豫算といふことが通り言葉であつたのがそれを更に突破するわけですから、この豫算の膨脹についてはいろいろ問題が伴つてまゐります。まづ第一に問題となるのは金と物との調整でありまして、この豫算を現實に遂行するとなると豫算の裏づけとなる物の調達が果して出来るかどうかといふことでもあります。近ごろでは金の豫算より物の豫算といふことがいはれますが、實際この豫算の遂行には豫算と深いつながりのある物資動員計畫なり、勞務動員計畫なりの決定が先決でありまして、この基礎の上に立つて始めて圓滑に實施されるのであります。勿論政府ではこのための物資動員は出来るだけの力を盡してゐるのであります。國民の充分なる協力が最も大切なわけでありま

す。  
それからインフレーション対策が考へられます。この老大な豫算を施行するについては政府としてもインフレの悪性化を出来るだけ阻止する方策を講ずるのであります。しかしこれは政府だけの問題でなく、國民として極力これに協力せねばならぬことは云ふまでもありません。

豫算の遂行でいま一つ問題となる大切なことは國債消化でありまゝです。前にいふやうに一般會計における公債發行が前年度より二億圓しか多くないといつても、臨時軍事費追加額を賄ふ公債も前年よりふえませうし、その他の特別會計に於ける發行もあることですから、この全体では公債の發行高は前年度の六十億二千萬圓



大日本 青少年團の結成

より餘程ふえるだらうと想像されます。ところが最近の國債消化率といふものは急激に鈍化してゐる傾きがあります。この情勢からすれば國債消化の方法は過去三年の方法を踏襲してゐるわけにはゆかないのであります。これに對する新たな手段を講じなければいけないといはれてゐるのであります。

従來の大日本青年團、大日本聯合女子青年團、大日本少年團聯盟、帝國少年團協會は今回戦時下青少年訓練の徹底強化を行つて發刺清新、明朗調達なる生活の中に國體の本義を體得せしめ、以て高度國防國家体制の建設を期するため、これを打つて一丸とする大日本青少年團とすることとなり、去る一月十六日日本青年館に於て結成式が舉行せられた。

抑々大日本青年團が初めて創立されたのは大正十三年十月三十日(勅語下賜記念日)であつたが、青年團の實体は遠く維新前よりあつた若連中に源を發するものであつて、明治中期に至つて先覺者によりこれが改良改組を叫ばれ、修養と社會奉仕を目的とする青年會となり、其の後大正四年に「青年團に關する訓令」が發せられて青年修養の機關として健全なる國民、善良なる公民を作ることが目標とすることが明かにせられ、國民的修養機關として

朝野識者の重要視するところとなるに至つたものである。

又大日本女子青年團の前身は大正七年に生れた處女會中央部であるが、その後時代の趨勢は女子青年團の發達を促し、大正の末年頃には全國に一萬三千餘の團體の設立を見て組織も次第に整備し、府縣毎に聯合團が作られて從來の處女會中央部を解体し、昭和二年十月十日全國的連絡統合機關として大日本聯合女子青年團を結成したものであり、大日本少年團聯盟は大正十一年に生れ、帝國少年團協會は昭和九年各小學校を單位團として生れたものである。

これ等の四團體を統合して今度結成された大日本青少年團は團員を幹部團員(二十一歳—二十五歳)と普通團員(十四歳—二十歳)に分け、基本的組織である單位團體は男子青年團、女子青年團、少年團の三種類として大體青年學校、小學校の通學區域を基準に組織せられ、各團長には校長が當る豫定であつて、それを町村・郡市・府縣と順次統轄して行く仕組であり、全國を統轄する大日本青少年團は團長に文部大臣があたり、指名による副團長三名、顧問、審議員各十數名、參與、專門委員、事務局局長以下總務部・企劃部・訓練部・文化部・青年部・女子部・少年部の部長が置かれるものであつて、各府縣の地方團體組織も成るべく早く着手して本年三月中には整備される豫定である。

X X X X X



### 火災豫防に就て

「火事は最大の消費」でありまして。時局下お互に火災の豫防には充分氣をつけなければならぬのでありますが、特に冬は空気の乾燥し勝ちな時節であるのに、寒さと共に火を用ゐることが非常に多くなるため火災の起りやすい時でありますから、防火については格別注意しなければなりません。

由來我が國は國土の地理環境に原因いたしまして自然の脅威を受けることがなかく、多く、地震、津浪、暴風又は洪水等に依る災害が度々起つてゐることは御承知の通りであります。

固より我が日本國民は如何なる災厄、如何なる困難に遭遇致しましても決して之に依つて意氣沮喪するが如きことはないのでありまして、如何なる災害をも乗り越へて進む所に日本國民の日本國民たる眞の姿があるのであります。しかし我が國は只今國運を賭する大戦争をして居る際であり、些細の資源もまた東亞新秩序の建設に無くてはならぬ彈丸なのであります。是等の災害を出

來る限り未然に防止し、人命財産の不必要なる損害を防ぐことに努力いたさねばならぬのであります。

地震とか津浪とか、或は又颱風とかいふものは之は自然現象でありまして、その襲來そのものは如何とも致し難い不可抗力であります。火災は其の原因の大部分は過失、不注意に基くものでありますから、之は國民の心掛け一つに依つて十分に減少せしめることが出来るのであります。火災豫防に關して隣を大にして絶叫する所も亦こゝにあるのであります。

然らば火災豫防の方法は如何にすればよいかと申しますと、是は畢竟「火の用心」の一語に盡きるのであります。この「火の用心」といふ言葉は多年國民の間に唱へられてはゐますが、社會の總ての人が果してこの「火の用心」に眞剣な努力を致して居るかどうかは甚だ疑はしいのであります。毎年の火災統計を見ましても火災被害の九割迄が今尚失火に依ることを示してゐる状態であります。

昭和十四年中に於ける我が國火災被害の状況を極くかいつまんで申しますと、内地に於ける建物の火災だけでも其出火度數が一萬七千回にも上つて居ります。此の數字は例年に比し些か減少は致してゐるのでありますが、それでも尙時間的に云へば凡そ三十分一度は必ず國內の何處かに火事が起つてゐるといふ割合になるのであります。しかもこの數字は建物だけの損害であつて、此の他に山林、原野、道路、橋梁、船舶等の火災損害、更に是等有形の財産以外に火災の爲に蒙るところの損害、信用上の損害等無

形の損害を加算致しますならば實に莫大な額を上るのであります。内地外地を推算して概略二億圓以上の上るであらうと推算されてゐるのであります。又火災に伴ふ人命の死傷も毎年著しいのであります。死傷者數は合計四千名にもなつて居るのであります。物的資源の上から申しましても將又人的資源の上から申しましても、まことに看過するを得ない重大問題なのであります。此處に同じく十四年に於ける本縣の火災度數及び損害見積額について申しますと次の通りであります。

火災度數	一三二
二十世帯以上焼失	一
十世帯以上焼失	二
二世帯以上焼失	一九
一世帯以上焼失	四三
一世帯未満焼失	六七
焼失家屋	
全 燒	三〇七
半 燒	六〇
内 住 家 全	一五九
譯 非住家 全	三四
燒失建坪 全	三六、五九八平方
燒失世帯數	六九四
全 燒	二二一
半 燒	一六七

### 半 燒

平均燒失世帯數	四四
平均損害見積額	一・六
負 傷 者	二
損害見積額	五〇九、三四七圓
平均一世帯損害見積額	三、八五九
平均一世帯損害見積額	二、四一四

而してこれ等の火災の中には放火、雷火、自然發火などと云ふ特殊の原因に依る火災も少數はありますが、その大多數即ち九割位までは曩に申しました通り所謂失火であります。從て是等は國民が「火の用心」といふ一事に充分徹底すれば免れ得るものなのであります。此の際統後奉公の國民の義務として是非共火を出さないといふことに格段の自肅自戒を要する次第であります。

政府に於きましても此の火災の状況及び趨勢に稽へ、更に又防空のことに慎重なる考慮を加へて、一昨年四月災害警防の大目的のために強力なる警防團を設置したのであります。爾來三百萬の團員は本務の餘暇には朝に或は夕に寸暇なく出勤して熱心に演習訓練を行ひ、警防陣營の強化擴充を目標に精進致して居るのであります。尙特に申上げたことは長くも警防事業の進歩發達を目的として組織せられて居ります財團法人大日本警防協會の總裁であらせられる、梨本宮殿下に於かせられましては、一昨年六月二十六日全國警防團員の指針とすべき優渥なる令旨を下し賜つたことであります。三百萬警防團員は下し賜つた綱領を貴き信條として益々義勇奉公に燃えつゝその任務に邁進してゐる次第であります。



斯様に致しまして警防の事業は著々整備せられて參つて居るの  
 でありまして、將來は當局の指導と團員の熱誠なる努力と相俟つ  
 て飛躍充實を來すことは之を信じて疑ひません。然しながら防火  
 のことは如何に警防團の組織が充實整備致ししても、其の活動  
 の範圍に就きましては自ら一定の限度があるものでありまして、國  
 民自衛の態勢が之に伴はなければ完全とは申し難いのであります  
 から家庭隣保組織の強化、家庭防火施設の充實並に之が訓練等に  
 關しまして一層の努力をお願いする次第であります。



### 増産報國の意氣

左に掲げるものは内原に於ける農業増産報國推進隊の第一期  
 訓練開始に當り、去る十一月十九日青少年義勇軍訓練所長加藤  
 完治氏が隊員に述べられた中の一節である。本縣よりも各町村  
 から三〇二名が隊員として受講して歸つて、これから各々その  
 郷土の増産實現の推進力にたらしめてゐる折であるから、こ  
 ゝにこれを増産報國の意氣と題して採録し、縣民一同増産報國  
 の推進する一助とする。

△ 本日は最初の日でありまして、私は皆さんに對する心持を申上  
 げて置きたいと思ひます。

實は此の講習會に於きまして私共が私共の意見を皆さんに申上  
 げるといふのはありませぬ。今日の時局の重大性を本當にあり  
 のまゝに理解して、さういふ重大時局に處して吾々日本の農民と  
 して農業に携つてゐる者はどう云ふ心構へで、どういふ仕事に汗  
 を絞るべきか。斯ういふことを此の際によく國務大臣から聽きま  
 して、さうして起ち上るといふことが非常に大切であると思ふの  
 であります。近衛總理大臣や石黒農林大臣、或は星野企畫院總裁  
 といふ人々が色々考へたり案を立てたりして、地方長官なり、色  
 々な方々にお話して居りますが、それ等の人々は鋤鋤を執つて  
 増産運動の第一線に立上つて居る人ではありませぬ。寧ろ第一線  
 に立つて鋤鋤を手にし、直接に増産運動に觸れてゐる處の日本農  
 民に、近衛首相初め、殊に石黒農林大臣あたりは眞剣に直接に話  
 をする義務があると私は思ふのであります。又直接にさういふ方  
 々から本當の所を伺つて、さうして當局の國務大臣と心を一にし  
 て國の爲に盡す事が吾々臣民の道であると思ふのであります。直  
 接に斯様な方々からお話を聞いて、肚の底にそれを入れて、さうか  
 ら然らば吾々は増産運動を思ひ切つてやらう。斯ういふ風になつて  
 初めて一億一心と言へると思ふのであります。そこで吾々は吾々  
 の立場に立つて臣道實踐が本當に出来ると思ふのであります。さ  
 ういふ譯で此の内原に於て、お忙しい中を皆さんにお集り願つて  
 直接に國務大臣のお話を靜かにお聴き願へるやうにしたいといふ

### 私共はお引受けをしたのであります。

△ 次に申したいことは、吾々がお話をするにしても誰が見ても斯  
 うだと思ふ今日の日本のありの儘の國情を申上げて、さういふ國  
 情を吾々が腹に置いて、斯ういふ時局に於ては吾々は何を爲すべ  
 きかに付てお互に考へ、意見が一致した場合には是を共々に手  
 携へて斷行するといふことに行きたいと思ふのであります。今度  
 は一萬五千人の方がおいでになるのであります。此の間も私皆  
 さんの御様子を見せ致しまして實に嬉しく思つたのは、來て居ら  
 れる方の態度といひ身體といひ、眼の坐り方といひ、何時も來ら  
 れる方々とは違つて確かに村に於ての中堅として立上つて居られ  
 る方のやうに見られることでありまして、私は涙が滾れたのであ  
 ります。一萬五千の若人が本當に立上りますれば、相當時局の困  
 難がありまして其の困難を突破することは必ず出来ると固く信  
 ずるのであります。

### △

時に依りますとやれ加藤のイデオロギーだとか、やれ石黒のイ  
 デオロギーだとか、やれ誰々のイデオロギーだとか言ひますけれ  
 ども、さうではないのであります。そんなものはありませぬ。加  
 藤にしても自分の意見といふのではない。唯お國の爲にどう  
 いふ風に盡すのが一番正しいか。お國の爲に自分の命を棄てたい  
 のであります。

私の方に准幹部三百人が居りまして、是は今年の八月から色々  
 鍛へて居るのであります。三百人が全部打起しも出来るし、中

△ 出来るし、種播きも出来る。規律も正しい。三百人全部青年  
 であります。一人も煙草を吸ふ者はありません。命令一下何處へ  
 でも出るといふだけの訓練は出来上つて居るのであります。私は  
 何時も三百人の准幹部の者を見ると涙が出るのであります。一  
 年間是を鍛へて段々小隊長にしようと思つて居るのであります  
 本當は義勇軍全部をさういふ風にしたいのでありますけれども、  
 如何せん二ヶ月の期間でありまして、是に向つて吾々がさういふ  
 風に訓練が中々出来ない。併し小隊長になる者は思ひ切つて訓練  
 する必要がありますと思ひまして、實に私には是には精神を籠めて居る  
 のであります。やつて見れば見る程其の眞面目な態度には頭が  
 下るのであります。しかし吾々三百人が立上つて如何に騒いだ所  
 で大體播ける面積は決つてゐるから、仕事の分量はどうと斯う  
 のといふ考を持つてはいけません。唯吾々は吾々の眞心をこゝに表  
 はせば宜しい。

### △

僕の計算では今年の麥は少くとも今日二十萬町歩位普段よりも  
 餘計に播けたのであります。併しもう今では東北地方は播け  
 なくなつて參りました。しかし私に言はせれば播く氣になれば播  
 けると思ひます。僕は山形縣に居りまして十二月一日の霰の降る  
 日に麥蒔きをしたことがある。大麥を山形の郊外で播いたのであ  
 ります。其の時を見て居つた青年が「何を播いて居るか」とい  
 ひますから、「麥を播いて居る」といひました所が、「大麥は今  
 時分に播いて出来ませんか、十月一ぱいであるのに十二月一日に大  
 麥を播く人は餘程どうかしてゐる」といひますから、「餘計なお

00615

世話を焼く、ものが出来ると思ふから掃いて居るので、出来な  
いと思つて播く馬鹿があるか」といつた所が「出来る」と先生  
は言ふけれども一体どれ位出来るのですか」かういひますから「君  
等の作るよりもつと餘計に出来るといふのだ」其の時は大正  
四年の十二月でありますから随分前ですが、其の時は山形では牛糞などは全然用ひない時代であります。私共の農場の  
近邊には牛が十頭も居るのに、誰も其の十頭の牛糞を取る農民が  
ないといふ時代でありますから随分古い話であります。其の時分  
あの近邊の大麥の收量が大体一石六斗が平均だったのであります  
随分少い。僕はそこが分つて居りますから、「君等の穫れるより  
も餘計に穫れるのだ」といつた所が怒つてしまつて、「穫れなかつたらどうする」といふから、「穫れなかつたら僕は君の村へ行  
つて頭を地面に摺りつけて謝る、穫れたらどうする」。「穫れたら  
皆が謝る」といふのです。よしそれぢや一つやらうと言つて居つ  
たのです。

其の中に他の麥が二、三寸になつて居るのに僕の方の芽が出  
ない。それから翌年三月半ば頃に雪が消えるると他所の麥は青々と  
して居るのに僕の方のは出てゐない。青年はそれ見るといつて笑  
つてゐる。こつちは芽の出ないことを覺悟してゐるのですから少  
しも驚きませぬ。暖くなればあちらの方は早い。梅も櫻も一遍に  
咲くので、出初めたら早いのです。それで芽が出初めたら硫酸  
アンモニアを水に溶かしてやつて居りますと青年が見に来まして  
「何をやつて居るのですか」。「今水をやつて居るのだ」。「随分地  
面が濕つて居りますね」。「今水をやつてから」と。さうして居る

中に硫安が段々効いて伸びて来まして、何時の間にやら農民の麥  
と同じやうになつて参りました。到頭最後に收穫したのは二石六  
斗でありました。勝つてしまつたのです。「謝まれ」といふ譯で  
す。仕方がないものだから向ふでは皆で謝りました「唯謝まつ  
たつて分らない、印を出してはつきり謝まれ」といつた所が到頭  
青年も考へ込んで居りました。休みの日に三人ばかりが山へ行つ  
て二間近くの松の木を廻つて車に積んで持つて来まして、自治講  
習所の門の脇に二本、僕の官舎の脇に一本か二本、全部で兎に角  
五本植はつて居ります。まだ多分あるだらうと思ふが、あの松の  
木は農民が種播き運動で負けた印であります。

さういふ自信がありますから東北の方でも十二月一日までは大  
丈夫です。二石六斗穫れた例がちやんとあるのです。それが穫れ  
ない人は頭が悪いのだから自分で恥ぢなくちやならぬ。

有難いことには農業だけはやつて見るのが一番宜いのです。議  
論はいらない。何遍議論したつて一粒の麥も得られないのであり  
ます。馬鹿でもやれば出来るのですからやればよい。東北地方で  
も愈々麥を播かうと思へばまだ「出来ると思ふのであります。  
諸君がこちらから歸つてからといつてゐる中に雪が降つてしまつ  
ては仕様がなければいけません、さうでなければ出来るのであります  
若しあなた方が十二月一日まで歸れなければこちらに居る間に手  
紙で青年團に言つてやつて、空地といふ空地、差支へない場所  
には麥を播けといふ指令をやつても宜いと思ふのであります。そ  
れ位の指令を出して守る人が居らぬやうな青年團長ならば、まだ

00616

團長としての資格がないと恥ぢるより仕方がありません。成  
るべくならばさう指令を出して戴きたい。やつて見て失敗すれば  
その失敗が又實になるのであります。失敗したつて構はないの  
であります。農業は一生涯農場に於て勉強するといふのでありま  
して、農業位むづかしいものはないのであります。やつて見て失  
敗したことがそれだけ實になるのであります。何遍しくじつても  
やるといふ精神が大事なのであります。決して失敗は無意味に  
ならぬものであります。

其の次には今の日本に於きましては木炭の問題がある。是れ又  
眞剣勝負の氣持で吾々が立上らなければならぬ問題であります  
此の木炭を眞面目に焼くといふことは誰も異存がないのであつて  
總理大臣まで頭を下げる問題であります。下は乞食より上は總理  
大臣に至るまで、眞面目に吾々が炭焼きをして年寄や子供が此の  
冬寒くないやうに、必要な所にはちやんと炭を配ることが出来る  
やうにしようと思つて立上りました場合には、是に對して苦情を  
いふ者はない。誰だつて頭を下げるのであります。

山鹿業行先生は「誠」といふことを註釋いたしまして、「誠と  
いふは先づ第一に自分が納得することなくちやいかぬ。自分の  
精神が成程と思ふことが一つ。其の次に自分の父母妻子家族の人  
々が尤もと思ふことになければならぬ。其の次に近邊の朋友と  
か親戚が頭を下げる。最後に世界人類全體が頭を下げる。こ  
もつと進んで森羅萬象、草木虫魚、あらゆるものが頭を下げる  
所の行動こそ本當の誠である。」斯ういはれて居るのであります

今日此の際麥播き運動とか炭焼運動の如きは誰が何といつたつて  
頭の下ることあります。さういふことはたいして經濟學の知識  
や、法律學、文學の知識がなくとも、又英語や獨逸語が分らなく  
ても是ははつきり分るのであります。それが分つたならば、あと  
は麥播きをするにはどうしたら宜いか、炭焼はどういふ風にした  
ならば一番宜いか、どういふ所にどうするかといふやうなことを  
確り研究して、理想の方法はどうであるか、是に従事する人はど  
うするかといふことを決めて行つて、愈々機會が立到りましたな  
らばそれを勇往邁進、實行する以外に途はないのであります。何  
回お歴々が集まつて審議會を開いてわい／＼議論したからといつ  
て麥の一粒も出来はしない。炭も焼かせぬ。吾々は直ちに是に  
着手するといふ運動を開始する。其の原動力を此訓練期間に於て  
お互に肚の中に入れていきたいと思います。

それから、私はどう考へて見ても生産擴充の一番の要點は、兎  
に角自分自らが汗を絞るといふことが根本問題であると固く信じ  
て居ります。此の間、經濟更生部で出版してゐる「興業意見」と  
いふ書物を見ましたが、是は大變良い書物であります。披書にし  
て簡單な所を印刷してお配り出来ると思ひますが、此の本は明治  
十七年に、時の農商務卿であつた西郷從道(隆盛公の弟)さんの  
下に居られた産業組合の父とも言はれる所の品川彌次郎さん、此  
のお方は吉田松陰先生から彌次々々と言はれて一番可愛がられた  
人で、此のお方が農商務大輔で其の下に居られた前田正名といふ  
男爵のお方が編纂主任となつて、高橋是清翁又其の下に居つて是

00617

等の方々が三年間、過去五十年かの農業に關する凡ゆる事柄を集め、研究に研究を重ねて書きました書物であります。何と書いてあるかといふと、業を興す爲には資本も要るし組織も要る。詰り生産擴充に對して必要なる運動を興す爲には土地に對する法律とか組織といふものが要る。併しながら資本とか組織とか法律とかいふものは是は死物である。之を動かすのは人間である。人間の精神である。結局生産擴充運動は日本國民の精神運動である。精神の振興をするといふことが生産擴充の根本である。といふことを書いたのが其の結論であります。だから吾々が幾ら考へて見ても、最後の結論は私共が汗を絞るといふことになると思ふのであります。

それでありませうから、どうかお互に其の精神で此の講習中は黙々として與へられた時間は幹部の説明に従ひまして、お互に汗を絞ることにならぬと思ふのであります。剣道が上手になるにはほん／＼打たなければならぬ。柔道が上手になるにも思ひ切つて投げられなければならぬのであります。繰返して打たれ投げられて始めて柔道、剣道の選手になるのであります。農業亦然りであります。吾々は農業労働の尊い意味合は既に本當に理解して居ります。けれども、益々之を磨いて行かねばならぬのであります。今回の訓練を受けるにしても、半日位は農業労働に汗を絞らなければも立つてゐられないといふのが本當であるし、さうならないとすればさうなるやうに自分を磨き上げることが必要と思ふのであります。ですから半日位は眞面目に眞剣に一つ働くといふことにしたいと思ひます。職員の方では色々それに對し

で仕事の分配をして戴き、仕事を指示することに考へて居るやうでありますから、どうか與へられた仕事に對しては確りやつて戴きたいと思ふのであります。

それから、内原では天照大神がお出ましの際の「天晴れおけ」をやるのであります。丁度はあなた方は八百萬神であります。八百萬神が内原に全國からお集りになつたものと言へるのであります。さういふ方々が此處にお集りになつて君が代を合唱し勸語を奉讀して理想の光がはつきりした場合に於て嬉しくて堪らない。天晴れ、あな面白あな手伸、あな明けおけ」是は八百萬神がやむにやまれざる眞心でお歌ひになつた。神代時代を思ひ起して之を齊唱するといふことは決して間違ひぢやないと思ふのであります。さうして其の次に、天皇陛下の彌榮をお互に腹の底からお祈りする。日本人としては斯くあるべきであります。さういふ日本人として斯くあるべきことをやるのが當然の行事であつて、決して變つた行事ぢやないであります。

又、皆さんは大勢の方々であります。併し大勢だつて一人の集りです。各小隊五十人其の五十人がぎちつと整理がつくならば全部整理がつく。小隊が各個でんで色々なことをやつたんぢやごちや／＼になりますから、假に一個中隊で以て行事をする場合には、大体此方で時間を決めて、各中隊なら中隊、決めた事柄を一緒にやれば一齊に行きます。眞面目であつてもごちや／＼してしまふから、さうならないやうに願ひたい。火事の場合などは皆眞面目だけれどもごちや／＼する。だから是だけの人が行きます場

00618

合にはごちや／＼しないやうに而も眞面目にやる。それには第一頭が良くなければならぬ。頭が悪いとごちや／＼する。今度の増産推進隊は或る意味から申すならば、日本國の農民の中堅の方々が集まつて居るのだから、所謂日本の縮圖である。流石に襟が正しいと言はれるやうにお願ひしたい。どうか皆さんは其の點に就て自重をして戴きまして、是非さういふ風にお願ひしたいのであります。



### 肥料配給割當に就て

本年一月以降七月までの期間に於ける本縣割當無機質肥料及び有機質肥料第一回分大豆粕蠶糞粕(全部配合肥料)に對する市町村別割當數量並に市町村配給團體別取扱數量が決定せられて、縣から市町村長及び市町村農會會長宛に通牒が發せられた。

この割當數量は縣經濟更生委員會の答申に基き、主要食糧農作物たる稻及び麥等の生産確保に主眼を置き、其の他の計畫農産物の増産をも考慮して作物栽培面積、出入作關係、從來の肥料消費慣習等の實情と照應して割當決定せられたものであつて、

イ 硫安(石灰窒素及び臨時配合肥料の無機質窒素肥料は窒素として硫安に換算)は、水陸稻及び麥(追肥)の分は耕種改善規程に依る各地方別割當標準肥料の八五%、甘藷・馬鈴

薯・桑果樹・園藝及び食用作物・菜種及び工藝作物・煙草の分は各その六五%。

ロ 過磷酸石灰(臨時配合肥料の無機質磷酸肥料に付ては磷酸として過磷酸石灰に換算)は、水陸稻及び麥の分は同じく各地方割當標準肥料の八五%、甘藷・馬鈴薯は一〇〇%、桑・果樹・園藝及び食用作物・菜種及び工藝作物・煙草・綠肥及び飼料用作物の分は六五%。

ハ 其の他無機質肥料の配給又は代替の場合は、窒素肥料にあつては硫安に換算し、磷酸質肥料にあつては過磷酸石灰に換して配給又は代替配給

ニ 塩化加里は配合原料として稻・麥の作付段別に按分配給  
ホ 有機質肥料は窒素として通算したものを基礎として配給(當第一回割當量の大豆粕・蠶糞粕は現下の肥料事情に鑑み全部配合原料として稻及び麥に配給)

せられたものであるから、市町村に於ても農會、養蠶實行組合と連絡して市町村内に於ける施肥基準を設定し、右の標準に依據して管轄内の割當數量を決定し、農家も亦配給せられた數量をこの標準に據つて施肥計畫を樹立して施用しなければならぬ。

尙、月別配給數量は配給團體から市町村に對し追つて通知されたるであるが、配給團體別取扱數量の割當は  
無機質肥料(硫安アンモニア、過磷酸石灰石灰窒素、加里鹽)

産業組合 六三、七%  
肥料商業組合 三六、三%

有機質肥料(大豆油粕、蠶糞粕)

006149

産業組合  
肥料商業組合  
六二、〇%  
三八、〇%  
であつて、官・縣立公衙用の肥料は別に配給されることになつて  
昭和十六年一―七月配給臨時配合肥料

又、臨時配合肥料の原料割合及び保證成分量を記すと次の通り  
である。

名	原料割合	硫 安	一九%過磷酸	一六%過磷酸	鹽化加里	大豆粕	鱈搾粕	計
臨時配合肥料六號甲	三、四四〇	三、四四〇	六、〇三〇	五三〇	一	一	一	一〇、〇〇〇
同 乙	三、四四〇	三、四四〇	六、〇三〇	五三〇	一	一	一	一〇、〇〇〇
臨時配合肥料十一號甲	二、九四〇	二、九四〇	三、六五〇	一	三、四一〇	一	一	一〇、〇〇〇
同 乙	二、九四〇	二、九四〇	三、六五〇	一	三、四一〇	一	一	一〇、〇〇〇
臨時配合肥料十二號甲	二、九四〇	二、九四〇	一	三、二二〇	四四〇	三、四一〇	一	一〇、〇〇〇
同 乙	二、九四〇	二、九四〇	一	三、二二〇	四四〇	三、四一〇	一	一〇、〇〇〇
同 丙	二、七〇〇	二、七〇〇	一	三、八〇〇	五二〇	一	一	一〇、〇〇〇
同 丁	二、七〇〇	二、七〇〇	一	三、八〇〇	五二〇	一	一	一〇、〇〇〇
臨時配合肥料十二號甲	八、〇	八、〇	六、〇	五、五	五、〇	三、〇	一	三、〇
同 乙	八、〇	八、〇	六、〇	七、三	六、八	一	一	一
臨時配合肥料十一號甲	七、〇	七、〇	一、一、六	一、一、三	五、七	三、〇	一	三、〇
同 乙	七、〇	七、〇	九、八	九、五	三、〇	三、〇	一	三、〇

00620

### 鳥取母子寮



母子保護法に依る鳥取市の母子保護施設については、昭和十五年二月の調査によると收容要保護者約四十戸百三十二名に上つてゐるに對し、市に適當の設備が無く遺憾を感じてゐたので、同市では今回これが保護施設を實施することとなり、その設置申請があつたので縣ではこれが手續を了し去る一月十五日を以て知事より正式に認可指令が發せられ、いよいよその實現を見ることとなつた。

設置の場所は鳥取市大工町頭であつて名稱は「鳥取母子寮」とし、保護施設は保護舎木造平屋瓦葺一棟(建坪八十一坪七合七勺)附屬建物として保育部(乳幼児保育室)木造二階建瓦葺一棟並に事務所及び指導監督者住宅一棟を有し、定員十世帯二十八名(母十名子十八名)として六疊二圓、四疊半一圓五十錢の使用料を徴

するものとし、乳幼児保育部は幼児三十名乳児五名を定員として保護舎收容人員外の收容資格ある者の家族の乳幼児を保育保護するものであつて、寮母監督指導員として婦人一人を常住せしめ常に生活上處世上の注意指導をなし、精神上の陶冶修養に力を注ぎ且つ保育部に保母二名助手一名を置いて幼児の躾、發育の向上に力めると共に母の生業活動を容易ならしめることになつて居り、創設費二萬一千四百五十一圓、初度調辦費二千四百十四圓、通路改修費一千六百八十八圓、總計二萬四千七百三十三圓を以て施設するもので、これが收入内譯は國庫補助金一萬一千四百七十一圓、縣費補助金五千七百三十五圓、市費負擔七千五百二十七圓である。

### 統制法規は

銃後の軍紀

一月二十二日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

寫眞週報第一五二號掲載内容

- 一 われに不動の決意あり
- 黒潮をついて出動する帝國海軍の勇姿
- ほまれの若人海兵團入團及陸軍部隊入隊の日
- 一 空だぼくらの行くところ
- 一 新年少年飛行大會……東京
- 一 駐獨大使として再び御奉公の大島浩中將
- 一 再起のフランスは青年によつて……立ちあがるフランス青年たち
- 一 東西三ツ兒合戦……初春に朗報しきりに至る
- 一 馬匹の改良すゝむ……滿洲國
- 一 隣組會館生れる
- 一 讀物メーヂ
- 新卒業生の行く道 ○ 今年の中學校入學考査は ○ 伊英激戦のエヂプト ○ かうして活かして使ひませう 廢物の利用 ○ 戦野から故郷へ ○ 軍事郵便早わかり ○ 寫眞週報問答 ○ 漫畫

週報第二二四號掲載内容

- 一 大日本青少年團の成立
- 一 滿洲開拓事業の進展
- 一 近代戦と空襲

昭和十六年一月廿四日印刷  
昭和十六年一月廿四日發行

- 一 臺灣の保甲（隣組）制度
- 一 泰・佛印の國境紛争問題

統制へ大和心の

總 動 員

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所